

十四 ねじり力荷重 想定荷重の種類に応じ、次の規定によるもの

イ 常時想定荷重及び異常着雪時荷重におけるねじり力荷重は、支持物における架渉線の配置が対称でない場合に生じるものとする。

ロ 異常時想定荷重におけるねじり力荷重は、前号ロ(イ)及び(ロ)に規定するように架渉線が切断した場合に生じるものとする。

2 常時想定荷重において、支持物における架渉線の配置が対称でない場合は、58-4表の荷重のほか、垂直偏心荷重をも加算すること。

3 異常着雪時想定荷重の計算における想定着雪厚さは、当該地域及びその周辺地域における過去の着雪量（当該地域及びその周辺地域において着雪実績が少ない場合は、気象観測データの活用その他の適切と認められる方法により推定した着雪量）を考慮し、さらに当該地域の地形等を十分考慮した上、適切に定めたものであること。ただし、電線に有効な難着雪対策を施す場合は、その効果を考慮して着雪量を低減することができる。

【架空電線路の支持物の強度等】（省令第32条第1項）

第59条 架空電線路の支持物として使用する木柱は、次の各号に適合するものであること。

一 わん曲に対する破壊強度を59-1表に規定する値とし、電線路に直角な方向に作用する風圧荷重に、架空電線路の使用電圧に応じ59-2表に規定する安全率を乗じた荷重に耐える強度を有すること。

59-1表

木柱の種類	破壊強度 (N/mm ²)
杉	39
ひのき、ひば及びくり	44
とど松及びえぞ松	42
米松	55
その他	上に準ずる値

59-2表

使用電圧の区分	風圧荷重に対する安全率
低圧	1.2
高圧	1.3
特別高圧	1.5

二 高圧又は特別高圧の架空電線路の支持物として使用するものの太さは、末口で直径12cm以上であること。

2 架空電線路の支持物として使用するA種鉄筋コンクリート柱は、次の各号に適合するものであること。

一 架空電線路の使用電圧及び柱の種類に応じ、59-3表に規定する荷重に耐える強度を有すること。

59-3表

使用電圧の区分	種類	荷重
低圧	全て	風圧荷重
高圧又は特別高圧	複合鉄筋コンクリート柱	風圧荷重及び垂直荷重
	その他のもの	風圧荷重

二 設計荷重及び柱の全長に応じ、根入れ深さを59-4表に規定する値以上として施設すること。

59-4表

設計荷重	全長	根入れ深さ
6. 87kN以下	15m以下	全長の1/6
	15mを超え16m以下	2.5m
	16mを超え20m以下	2.8m
6. 87kNを超え	14m以上15m以下	全長の1/6に0.3mを加えた値
9. 81kN以下	15mを超え20m以下	2.8m

9. 81kNを超え 14. 72kN以下	14m以上15m以下	全長の1/6に0. 5mを加えた値
	15mを超え18m以下	3m
	18mを超え20m以下	3. 2m

三 水田その他地盤が軟弱な箇所においては、設計荷重は6. 87kN以下、全長は16m以下とし、特に堅ろうな根かせを施すこと。

3 架空電線路の支持物として使用するA種鉄柱は、次の各号に適合するものであること。

一 鋼板組立柱又は鋼管柱であること。

二 架空電線路の使用電圧に応じ、59-5表に規定する荷重に耐える強度を有すること。

59-5表

架空電線路の使用電圧	荷重
低圧	風圧荷重
高圧又は特別高圧	風圧荷重及び垂直荷重

三 設計荷重は6. 87kN以下とし、柱の全長に応じ根入れ深さを59-6表に規定する値以上として施設すること。

59-6表

全長	根入れ深さ
15m以下	全長の1/6
15mを超え16m以下	2. 5m

四 水田その他地盤が軟弱な箇所においては、特に堅ろうな根かせを施すこと。

4 架空電線路の支持物として使用する、B種鉄筋コンクリート柱、B種鉄柱及び鉄塔は、架空電線路の使用電圧及び支持物の種類に応じ、59-7表に規定する荷重に耐える強度を有するものであること。

59-7表

使用電圧の区分	種類	荷重
低圧	全て	風圧荷重
高圧	全て	常時想定荷重
特別高圧	鉄筋コンクリート柱又は鉄柱	常時想定荷重
	鉄塔	常時想定荷重の1倍及び異常時想定荷重の2/3倍（腕金類については1倍）の荷重

5 降雪の多い地域において特別高圧架空電線路の支持物として使用する鉄塔であって、次の各号のいずれかに該当するものは、異常着雪時想定荷重の2/3倍の荷重に耐える強度を有するものであること。ただし、当該地点の地形等から着雪時の風向が限定され、電線路がこの風向とほぼ並行する場合、及び当該鉄塔が標高800～1, 000m以上の箇所に施設される場合はこの限りでない。

一 河川法（昭和39年法律第167号）に基づく一級河川及び二級河川の河川区域を横断して施設する特別高圧架空電線路であって、次の図に示す横断径間長が600mを超えるものの、当該横断部の支持物として使用する鉄塔（以下この項において「横断鉄塔」という。）